

武雄市統合型校務支援システム導入事業に係る賃貸借業者選定 入札仕様書

1. 件名

武雄市統合型校務支援システム賃貸借

2. 賃貸借（リース）対象物件

- (1) 武雄市統合型校務支援システム一式（仕様等詳細は入札参加者に別途通知します。）
- (2) ファイル交換・無害化環境構築一式（仕様等詳細は入札参加者に別途通知します。）

3. 賃貸借（リース）対象価格

- (1) ￥35,581,000円（消費税抜き）
- (2) ￥4,500,000円（消費税抜き）

4. 対象物件納入業者

株式会社学映システム武雄支店

佐賀県武雄市武雄町大字永島 15877 番地 1

※担当者及び連絡先は入札参加者に別途通知します。

5. 引渡完了予定日

- (1) 令和3年8月31日
- (2) 令和3年12月31日

6. 納入場所

(1)、(2)とも、全て市内の下記「表1」施設内に設置する

表1 納入場所一覧

項番	場所	住所
1	武雄市役所	武雄町大字昭和 12 番地 10
2	武雄小学校	武雄町大字富岡 9159 番地
3	御船が丘小学校	武雄町大字武雄 4595 番地
4	朝日小学校	朝日町大字甘久 4354 番地 1
5	橘小学校	橘町大字片白 8718 番地 1
6	若木小学校	若木町大字川古 8038 番地
7	武内小学校	武内町大字梅野乙 15041 番地 2
8	東川登小学校	東川登町大字永野 5893 番地
9	西川登小学校	西川登町大字神六 20584 番地

1 0	山内東小学校	山内町大字鳥海 9602 番地 1
1 1	山内西小学校	山内町大字大野 6900 番地
1 2	北方小学校	北方町大字志久 1389 番地
1 3	武雄中学校	武雄町大字富岡 11606 番地
1 4	武雄北中学校	武内町大字真手野 25956 番地 3
1 5	川登中学校	東川登町大字袴野 16082 番地
1 6	山内中学校	山内町大字三間坂甲 14209 番地
1 7	北方中学校	北方町大字志久 2384 番地 2

## 7. 賃貸借期間

(1) 令和3年9月1日～令和8年8月31日 (60ヶ月)

(2) 令和4年1月1日～令和8年12月31日 (60ヶ月)

※地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約のため、予算の減額又は廃止等による契約の変更又は解除等があり得ることに留意すること。

## 8. 入札日時 : 令和3年8月3 (火)

場所 : 武雄市役所 北棟 2階検査室

決定方法 : (1) 及び (2) の総支払額が最も低くなる事業者と一括契約

## 9. 質問の受付及び回答

質問書(様式自由)は持参、FAX及びメールにより受付。なお、質問書には、回答を受付ける窓口担当部署、氏名、電話番号及びFAX番号を併記すること。また、FAX及びメールによる場合は、送信後必ず担当部署までその旨電話にて連絡すること。

回答は、質問を受けた日から2日以内(土・日・祝日を含まない)に全指定業者宛にメール又はFAXにて回答する。

## 10. 質問の受付期間

入札公告から入札日の2日前(土・日・祝日を含まない)の12時までとする。

## 11. 入札担当部署

武雄市 総務部 財政課 契約検査係

住所 〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話番号 0954-23-9320 FAX 番号 0954-23-3816

E-mail [keiyaku@city.takeo.lg.jp](mailto:keiyaku@city.takeo.lg.jp)

## 1 2. 賃貸借（リース）料金について

入札書に記載する金額は、1ヶ月分の賃借料（消費税抜き）及び賃借期間満了までの総額（消費税込み）とする。

（1）及び（2）の総支払額が最も低くなる事業者と一括契約をする。

賃貸借料の支払いについては、当月使用分を翌月末日に支払うものとする。

## 1 3. 特記事項

（1）入札保証金は免除とする。

（2）保守契約については、物品納入業者と個別契約または対象物件に含まれているため、原則受注者の付保は不要である。

（3）入札金額には、動産総合保険に係る費用を含むこと（ソフトウェアを除く）

（4）賃貸借期間満了後は、対象物件のハードウェアを武雄市に無償譲渡するものとし、賃貸借契約満了後の機器等の撤去費用を入札金額に含めないこと。また、満了後のソフトウェアの取り扱いについては、武雄市と納入業者等の権利者と協議の上決定するものとする。

（5）対象物件の固定資産税の取り扱いについては、課税対象が武雄市の場合は賦課されないと担当課へ確認済み。また、その他の官庁が賦課する場合は入札参加者各自で課税担当官庁に確認すること。なお、賦課されないと判断された場合は入札金額に含めないこと。

（6）物件納入業者への支払方法は直接納入業者へ確認のこと。

（7）賃借料（リース料）の支払は月払いとし、受注者は当該月分賃借料（リース料）を翌月請求し、当市は請求書受理後 30 日以内に支払うものとする。